

プロポーザル方式による事業者選定結果表

プロポーザルに付した事項	担当課 企画政策部まちづくり政策課 契約名 淡路市移住相談サポート窓口運営業務		
審査の日時	平成31年2月15日(金)午後3時55分から		
審査の場所	淡路市役所2号館3階 大会議室6、8		
予定価格	契約予定金額		
16,500,000円	16,497,000円		
当選基準点(当選要件)	420点(評価点合計の6割)		
候補者名	特定非営利活動法人島くらし淡路	総合点	533点
番号	提案者氏名(五十音順)	候補者の選定理由	
1	特定非営利活動法人島くらし淡路	本事業を遂行するにあたり、事業計画が適切であり、本市への更なる移住の促進に大きく期待できることから、「特定非営利活動法人島くらし淡路」が適当であると認める。	
2	株式会社島村		
3			
4			
5			

契約予定金額 ¥16,497,000ー (うち消費税及び地方消費税) ¥1,222,000ー

<プロポーザルに参加する者に必要な資格>

次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の申立てがなされていない者(当該更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てがなされている場合であっても、更生計画の認可又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)であること。
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定による清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 淡路市指名停止基準に関する規程(平成17年淡路市訓令第21号)による指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 淡路市暴力団排除条例(平成25年淡路市条例第9号)第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員及び同条第3号に定める暴力団密接関係者該当しないこと。
- (6) 国税、都道府県税、市税、各種市町村民税、その他本市に納めるべき料金等の滞納がないこと。

- (7) 公告日時点で、淡路市内に本社・本店・支店（主たる営業所を含む。）を有すること。
- (8) 淡路市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、登録されていない場合であっても参加申込書提出の際に、次に掲げる書類を提出するときには、本プロポーザルに限り、登録されている者と同等に扱う。

① 事業者概要（様式5）

② 履歴事項全部証明書（平成30年12月1日以降に発行のもの）

③ 納税証明書（平成30年12月1日以降に発行のもの）

・国税

その3の3「法人税」および「消費税及び地方消費税」について未納の無い証明

・地方税

法人市民税、固定資産税、軽自動車税（直近2ヵ年分または未納の無い証明）

※営業所等に委任する場合は、その営業所が所在する市区町村の納税証明書を提出すること。

④ 印鑑証明書（平成30年12月1日以降に発行のもの）

⑤ 使用印鑑届（様式6）

⑥ 委任状（様式7）

履行場所 淡路市地内